

苓北町景観計画

平成21年4月

苓 北 町

苓北町景観計画

目次

第1章 景観計画の区域	P2
1. 景観計画区域	
2. 景観形成地区	
3. 特定施設届出地区	
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	
1. 景観づくりの目標と方向性	P4
2. 景観づくりの基本方針	P5
3. 実現化に向けた取り組み方針	P8
4. 地区別景観ガイドライン	P9
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
1. 景観形成地区における行為の制限	P15
(1) 届出対象行為	
(2) 景観形成基準	
2. 特定施設届出地区における行為の制限	P16
(1) 届出対象行為	
(2) 景観形成基準	
3. 景観計画区域(苓北町全域)における行為(「大規模行為」)の制限	P19
(1) 届出対象行為	
(2) 景観形成基準	
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	P21
<input type="checkbox"/> 別紙1 富岡景観形成地区	P22
<input type="checkbox"/> 別紙2 志岐景観形成地区	P27
<input type="checkbox"/> 別紙3 憩いの拠点景観形成地区	P30
<input type="checkbox"/> 別紙4 景観形成基準	P32

第1章 景観計画の区域

1. 景観計画区域

苓北町は、平成13年3月に「苓北町景観形成基本計画」を策定、平成14年2月から「苓北町景観条例」を施行し、これまで景観形成地区及び町内全域を対象とした大規模建築物等に対する届出地区を策定し、これらの基準により景観に配慮したまちづくりを推進してきました。

景観は豊かな自然と遙かな歴史、そしてそれらを土台とした人々の暮らしが創り上げるもので、自然や歴史から形成されているこの素晴らしい苓北町特有の景観は、私たち町民の財産であり、次世代へと継承していく責務があります。

今回、景観法制定を機に、苓北町全域を景観計画区域と定め、新たに地区指定及び基準の策定をするものです。

2. 景観形成地区

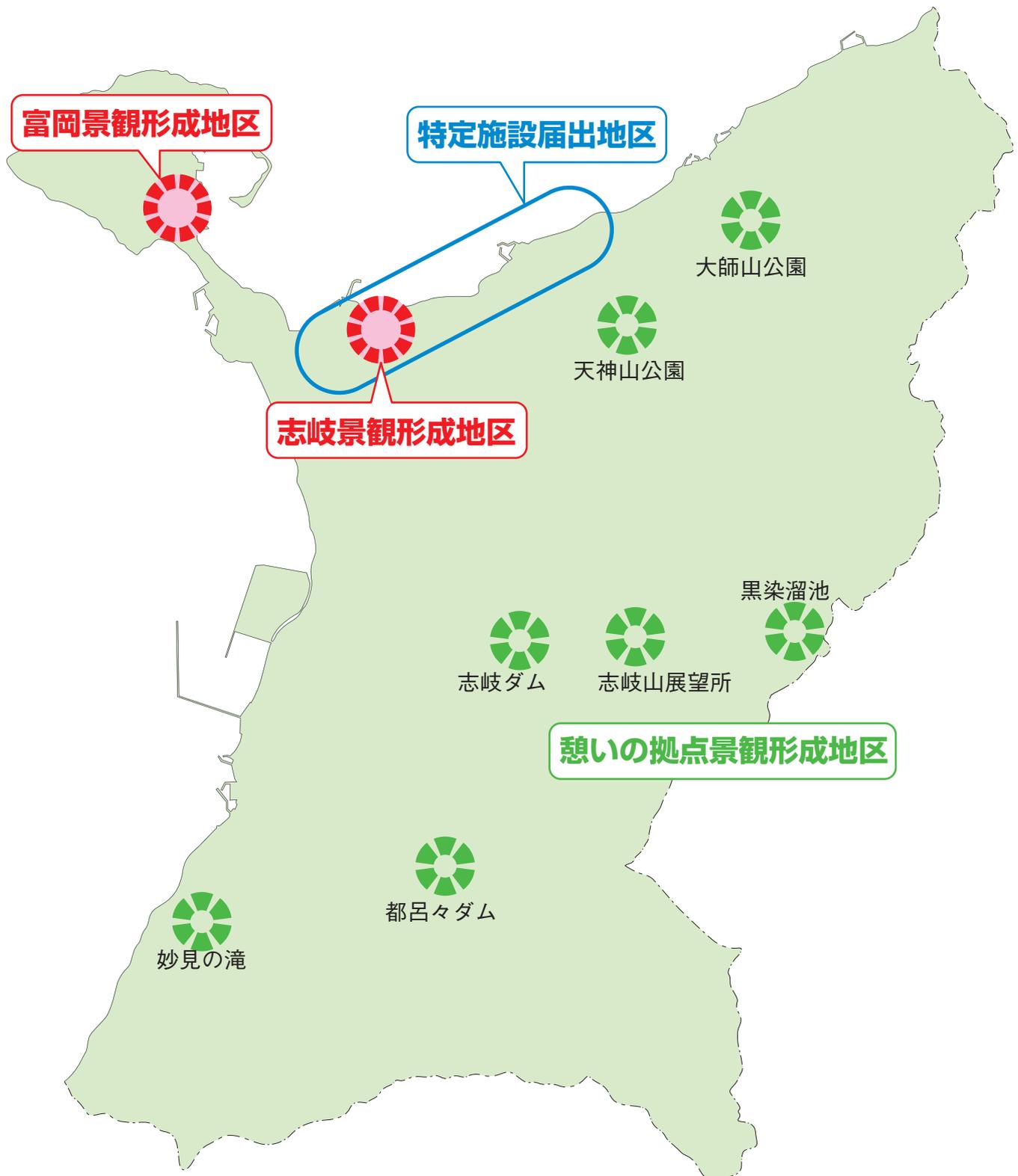
景観計画区域のうち、本町における景観特性や位置付け等を踏まえ、富岡、志岐、憩いの拠点の3つの地域を、町の景観形成を先導するモデル地域として捉え、景観形成地区として指定し、景観形成施策を推進します。

- | | | |
|-----------------|---|---------|
| (1) 富岡景観形成地区 | ア | 富岡城ゾーン |
| | イ | 富岡港ゾーン |
| | ウ | 富岡集落ゾーン |
| | エ | 海岸ゾーン |
| (2) 志岐景観形成地区 | ア | 役場周辺ゾーン |
| | イ | 志岐城跡ゾーン |
| (3) 憩いの拠点景観形成地区 | ア | 妙見の滝 |
| | イ | 都呂々ダム |
| | ウ | 志岐ダム |
| | エ | 天神山公園 |
| | オ | 大師山公園 |
| | カ | 黒染溜池 |
| | キ | 志岐山展望所 |

3. 特定施設届出地区

建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区として指定します。

表 1 景観計画区域図



第2章 良好な景観形成に関する方針

1. 景観づくりの目標と方向性

(1) 景観づくりの目標

苓北町は、天草灘、千々石灘の豊かな海、温暖な気候から生まれた山々の深い緑景観、そこに生息する貴重な生態系など豊かな自然資源の中で、町民の暮らしに密着した地域固有の景観が形成されています。このような景観は、豊かな自然や気候、これまでに育んできた文化から創出される町固有の財産であり、将来に渡り継承すべきものです。

その一方で、町では、少子化や若年層の流出が顕著となっており、その現状は町の存在の危機に関わる大きな問題として、定住人口の増加に結びつくさまざまな施策を展開しています。

そのため、苓北町の景観形成を行ううえでも、現在の豊かな自然景観、地域景観を保全するとともに、日々の生活の中でまちの魅力や美しさを満喫でき、“住んでみたい、帰ってきたい”と感じられる景観の創出を重要な課題として捉える必要があります。

このようなことから、苓北町の特性である“広がりのある景観”を基盤に、まちの魅力、文化を町民や来訪者に伝え、地域への誇りと愛着心を育む景観づくりを行います。

【景観づくりの目標】

まちの魅力、文化をもとに、地域への誇りと愛着心を育む景観づくり

(2) 景観づくりの方向性

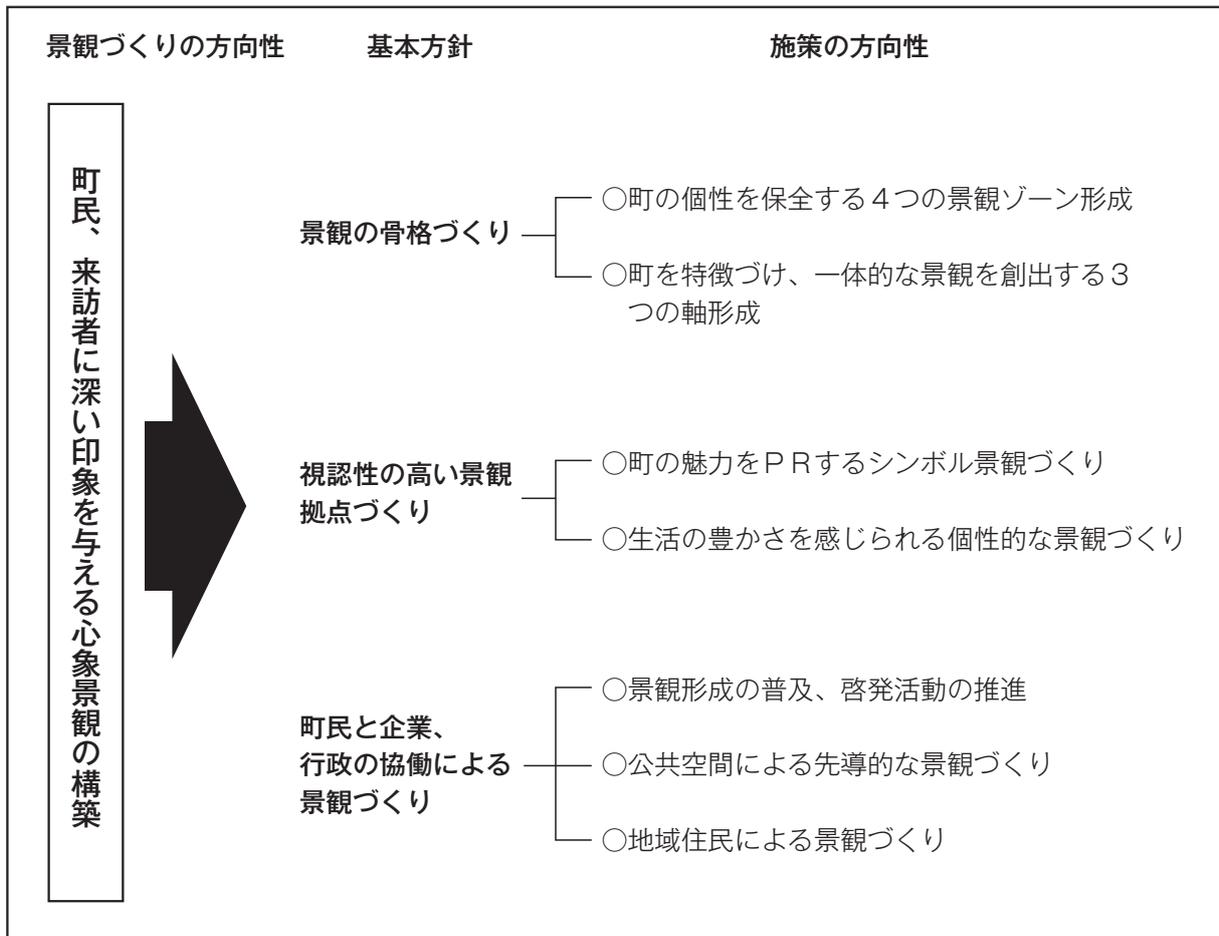
苓北町は、島しょという地理的条件から国内においても貴重な景観が残されています。そこで、単にレクリエーション機能的な求心性を高める景観づくりではなく、町固有の魅力から“町民、来訪者に深い印象を与える心象景観”を構築していきます。

そのため、町の個性的景観を保全する“景観の骨格づくり”と、深い印象を与える“視認性の高い景観拠点づくり”、“町民と企業、行政の協働”により形成していきます。

【景観づくりの方向性】

町民、来訪者に深い印象を与える心象景観の構築

2. 景観づくりの基本方針



【基本方針1】 景観の骨格づくり

現在の町の個性、特徴を表す景観を保全するよう、ゾーンと軸の形成により景観の骨格づくりを図ります。

(1) 町の個性を保全する4つの景観ゾーン形成

苓北町の特性である地域生活と密着した個性的景観を保全するよう、その広がりを面的にとらえ、各ゾーンにおける景観の基本要素を保全します。

【施策の方針】

- ①市街地景観ゾーン（志岐平野）
 - ・海辺景観と一体となった市街地景観の創出
 - ・緑の広がりを感じる住空間の形成
 - ・うるおいを感じる沿道景観の形成
- ②海岸景観ゾーン（漁港周辺）
 - ・漁港と集落のつながりの演出
 - ・周辺環境と調和した漁村景観の保全

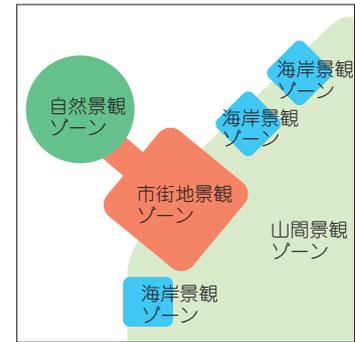
③山間景観ゾーン（山間集落）

- ・ 後背の緑、農家集落、谷田によるまとまり感の保全
- ・ 水辺と丘陵の緑が一体となった魅力ある水辺景観の創造

④自然景観ゾーン（富岡半島）

- ・ 半島環境の保全
- ・ 景勝地における視点場の確保
- ・ 人工構造物におけるみどり空間との調和の確保

景観ゾーン概念図



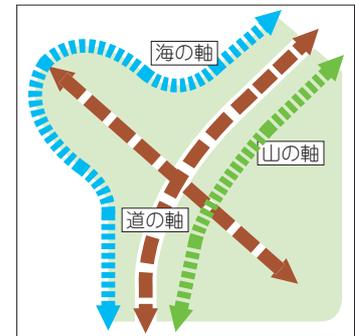
（２）町を特徴づけ、一体的な景観を創出する３つの軸形成

個性あふれる景観を連携し、町全体として統一感のある景観をつくりだすよう、ゾーンを有機的に結ぶ軸における基本要素を保全します。

【施策の方針】

- ①海の軸 ・ 空と海によるコントラスト景観の調和の確保
- ②道の軸 ・ 美しい海岸景観を印象づけるスポットづくり
・ 町民、来訪者を迎える連続した景観形成
・ 町の魅力を象徴する特徴的な景観の形成
- ③山の軸 ・ 山際に創出される美しい稜線の保全
・ 自然林による深い緑空間の保全

景観軸概念図



【基本方針２】 視認性の高い景観拠点づくり

町を印象づける景観を創出するよう、特徴的な拠点を形成します。

（１）町の魅力をPRするシンボル景観づくり

歴史や文化、貴重な自然資源など、まちを象徴する要素を町民や来訪者にPRするよう、観光的視点からまちを象徴する景観づくりを行います。

【施策の方針】

①歴史や文化を象徴する景観拠点（歴史景観拠点）

- ア 富岡城 ・ 天草の中心地としての歴史をもつ歴史的観光景観の創出（富岡城周辺）
 - ・ 歴史的な建造物や遺跡などの観光資源のPR
 - ・ 祭りや行事の維持と、伝統的空間の演出
- イ 志岐城 ・ 歴史景観の維持
 - ・ 祭りや行事の維持と、伝統的空間の演出

②美しい眺望を満喫できる景観拠点（眺望景観拠点）

- ・ 町全体の景観を満喫できる眺望景観の保全

③まちの魅力をPRする景観拠点（エントランス景観拠点）

- ・独自性が感じられるまちの顔となるエントラス景観の創出（富岡港）
- ・まちを象徴するエントランス景観の形成（国道の町境周辺）

（２）生活の豊かさを感じられる個性的な景観づくり

生活環境の向上に結びつく機能面、安全面から必要になる景観づくりとともに、生活に豊かさを感じられる魅力あふれる市街地空間づくりを行います。

【施策の方針】

①地域の個性的景観を認識できるシンボリックな景観拠点

- ・地域の個性が象徴された景観スポットの創出・集落への誘導空間の形成
- ・人工構造物と周辺景観との一体性の確保

②伝統的既成市街地の魅力を象徴する市街地景観拠点

- ・景観に配慮したデザインによるシンボリックな空間の形成
- ・うるおいと安らぎを感じる水を活かしたコミュニティ空間の創出

【基本方針3】 町民と企業、行政の協働による景観づくり

豊かな自然環境がもたらす個性的な景観を保全するためには、景観への意識向上と、町民と行政の協働による取り組みが大切です。そのため、計画づくりへの参画の機会づくりを推進するとともに、景観形成のモデルとなる公共空間の整備や、地域景観に対するルールづくりを行います。

（１）景観形成の普及、啓発活動の推進

シンポジウムやイベント等の開催や、景観行政の相談窓口の設置により、景観形成への意識の向上を図ります。

【施策の方針】

- ・シンポジウムや講演会などイベントの開催
- ・相談窓口の設置

（２）公共空間による先導的な景観づくり

町の景観形成におけるモデル事業として、基本方針に基づいた公共空間の創出を図ります。

【施策の方針】

- ・公共空間・公共施設のデザイン化
- ・庁内の推進体制の充実

(3) 地域住民による景観づくりへの支援

町の地域景観の保全と生活環境の向上に向け、地域町民による景観形成にあたってのルールづくりや助成制度の導入などにより積極的な取り組みを支援していきます。

【施策の方針】

- ・町民の主体的活動に対する支援
- ・景観形成を目的とした団体などへの支援

3. 実現化に向けた取り組み方針

(1) 町民、企業、行政の役割

①町民の役割

景観は、地域に住む人々の文化や美意識の現れであり、住宅や地域の周辺に花壇を設置するなど、日ごろからの心がけにより、安らぎを感じる魅力ある景観を形成することができます。

その中で、町民一人ひとりが、身近な景観形成に対し積極的な取り組みを図ることが求められます。そのためには、町民一人ひとりが、景観まちづくりに関するワークショップ等に積極的に参加するなど、行政や団体が進める景観形成への取り組みに積極的に関与することが望まれます。

今後は景観形成協定をはじめとするまちなみのルールづくりなど、多くの町民、企業が地域の景観、環境について積極的な取り組みを果たすことが望まれます。

町民の一人ひとりの取り組みにより形成する身近な景観づくり

②企業の役割

企業は、地域社会の一員として、地域の景観形成に対し積極的な取り組みを行うことが求められます。

苓北町においても、一部の施設においては、周辺環境に配慮し、施設内緑化をはじめとする取り組みが図られています。今後は、広告物に関する配慮等、企業自らの空間、施設を通じ景観形成の一役を担うことが望まれます。さらに、町民の自主的な景観形成に関する応援を行うなど、地域に根差した事業展開を図ることが期待されます。

地域社会の一員として形成する広がりある景観づくり

③行政の役割

行政は、指針の実現に向け、実際の景観形成への取り組みを積極的に推進することが求められます。景観形成を付加価値的なものとして捉えるのではなく、地域づくりを効果的に推進する要素として捉え、指針に基づいた景観形成を総合的に展開していくことが望まれます。

また、地域独自の景観については、共有の財産として意識を育み、歴史文化資源の保全や伝統技術の継承を図ることが望まれます。

さらに、町民一人ひとりの取り組みを支援するよう、町民の景観形成に向けたきっかけづくりや情報提供、支援等を図ることが望まれます。

総合的な視点から、ビジョンを実現する景観づくり

4. 地区別景観ガイドライン

(1) 地区区分

苓北町は、地形により生活圏が小規模に点在していることから、行政区界を中心に景観形成上必要なまとまりとして、5つの地区に区分します。

- 志岐地区
- 富岡地区
- 都呂々地区
- 坂瀬川地区・西川内地区
- 上津深江地区・中尾地区



(2) 地区別景観ガイドライン

①志岐地区の景観づくりの目標

新たな魅力となる市街地景観の創造と豊かな自然が感じられる景観づくり

【志岐地区の景観づくりの方針】

■地区特性を活かした面的な景観づくり

- ・ 落ち着きある市街地が連続する魅力あふれる景観の創出
- ・ 志岐集落周辺におけるまちの顔となるシンボリックな景観と、海への眺望に配慮した市街地景観の形成
- ・ 役場周辺における新たな魅力となる新市街地景観の形成
- ・ 志岐川と散歩道における潤いと安らぎを感じる景観の創出
- ・ 志岐漁港周辺の集い、楽しめるコミュニティ景観の創出

■地区の魅力となるスポット的な景観づくり

- ・ 志岐城跡における志岐の軌跡を物語る地区景観の創出
- ・ 円通寺橋周辺におけるシンボリックな地区景観の保全
- ・ 麟泉の湯周辺における、後背の緑と調和したシンボル景観の形成
- ・ 内田皿山焼窯への誘導景観の創出
- ・ 工業団地周辺における環境共生が図られた産業景観の形成
- ・ 九州電力における環境に配慮した産業景観の形成と夜景の演出
- ・ 志岐平野における開放感ある田園景観の保全



防蛾灯



広域農道の桜



志岐平野

②富岡地区の景観づくりの目標

歴史と自然が調和したまちのシンボル景観づくり

【富岡地区の景観づくりの方針】

■地区特性を活かした面的な景観づくり

- ・富岡城周辺における自然の魅力と歴史の趣を感じるシンボリックな観光景観の創出
- ・富岡漁港における周辺との調和が図られた漁港景観の形成
- ・富岡集落における特有の地形から形成されたまちなみの保全
- ・富岡半島における豊富な生態系が創り出す自然景観の保全
- ・曲崎における特徴的な景観の保全
- ・巴湾周辺における緑の景観と調和する工業施設景観の形成

■地区の魅力となるスポット的な景観づくり

- ・富岡港周辺におけるまちの顔としてのにぎわいある景観の創出
- ・富岡集落における富岡の歴史を物語る沿道景観の創出
- ・豊かな自然景観や海域の眺望など開放感を満喫できる景観の形成
- ・富岡半島における自然を満喫できる景観の形成
- ・国道324号周辺における富岡半島への誘導景観の創出
- ・四季咲岬周辺における落日と自然護岸の眺望の確保
- ・社寺が連続する歴史景観の保全



富岡吉利支丹供養碑



富岡城から望む風景

③都呂々地区の景観づくりの目標

広がりあるまちなか景観と自然と調和した山間集落景観が共存する景観づくり

【都呂々地区の景観づくりの方針】

■地区特性を活かした面的な景観づくり

- ・都呂々小周辺における、開放的な平场景観の保全と集落文化を感じる人文景観の創出
- ・後背の緑、農家集落、前面農地が一体となった山村景観の保全
- ・山間景観を形成する谷深い緑と谷田の連続性の確保
- ・地形と一体となった谷田景観の維持、保全
- ・四季折々の緑景観を創出する山間景観の保全

■地区の魅力となるスポット的な景観づくり

- ・都呂々ダム周辺における、水辺と丘陵の緑が一体となった景観の保全
- ・集落への誘導景観の創出
- ・落日の景観を満喫できる場所の創出



都呂々木場地区の棚田



天竺山頂から望む風景

④坂瀬川地区・西川内地区の景観づくりの目標

原風景の自然豊かな景観づくり

【坂瀬川地区・西川内地区の景観づくりの方針】

■地区特性を活かした面的な景観づくり

- ・西川内漁港における周辺との調和が図られた漁港景観の形成
- ・坂瀬川集落における地域文化から生まれた漁村景観の保全
- ・西川内地区における囲まれた感、安心感を活かした集落景観の保全
- ・山間部における、山肌に連続して形成される背面の緑景観と一体となった集落景観の保全
- ・山間部における、谷田と森林からなる囲まれ感と広がり感が生み出す立体的な緑景観の保全
- ・仁田平周辺における、山の緑と山際の流線が調和した山間景観の保全
- ・鶴集落周辺における連続した田園景観の保全
- ・河川と緑の調和による自然景観の保全
- ・松原川と緑の調和による自然景観の保全

■地区の魅力となるスポット的な景観づくり

- ・国道324号沿線における緑と空と海のコントラストによる連続した沿道景観の保全
- ・西川内漁港周辺における集落への誘導景観の創出
- ・県道坂瀬川御領線の橋梁部における集落への誘導景観の創出
- ・鶴口橋周辺における行動分岐点としての誘導景観の創出
- ・天草四郎の乗船の碑周辺の観光景観の創出
- ・坂瀬川グラウンドにおける眺望景観の保全



大師山から望む風景



坂瀬川漁港

⑤上津深江地区・中尾地区の景観づくりの目標

自然とくらしが共生する景観づくりと昔ながらの集落景観の保全

【上津深江地区・中尾地区の景観づくりの方針】

■地区特性を活かした面的な景観づくり

- ・上津深江集落における地域文化から生まれた漁村景観の保全
- ・上津深江地区山間部、中尾地区における、谷田と森林からなる囲まれ感と広がり感が生み出す立体的な緑景観の保全
- ・上津深江地区山間部、中尾地区における、後背の緑、農家集落、前面農地が一体となった山間景観の保全
- ・上津深江地区山間部、中尾地区における、地形と一体となった集落景観の保全

■地区の魅力となるスポット的な景観づくり

- ・国道324号沿線における、緑と空と海が一体となった連続性の高い沿道景観の創出
- ・慈恵病院周辺における、海辺の眺望景観が楽しめるエントランス景観の創出
- ・上津深江山間部における粗雑な景観の解消



上津深江八坂神社裸まつり



上津深江地区

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

1. 景観形成地区における制限

(1) 届出対象行為

ア 法第16条第1項の規定に基づく行為

- ①建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ②土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。）
- ③鉱物の掘採又は土石の採取
- ④木竹の伐採
- ⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

イ 苓北町景観条例第8条第2項の規定に基づく届出対象行為

- ①建築物等の撤去
- ②屋外における自動販売装置の設置
- ③屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

※届出の適用除外となる行為については、景観法、同法施行令、苓北町景観条例施行規則に規定されています。

(2) 景観形成基準

各景観形成地区における方針については、別紙1から3のとおりとし、景観形成基準については別紙4（P32～35）のとおりとする。

(1) 富岡景観形成地区 ……別紙1（P22）

- ア 富岡城ゾーン ……①
- イ 富岡港ゾーン ……②
- ウ 富岡集落ゾーン ……③
- エ 海岸ゾーン ……④

(2) 志岐景観形成地区 ……別紙2（P27）

- ア 役場周辺ゾーン ……①
- イ 志岐城跡ゾーン ……②

(3) 憩いの拠点景観形成地区 ……別紙3（P30）

- ア 妙見の滝
- イ 都呂々ダム
- ウ 志岐ダム
- エ 天神山公園
- オ 大師山公園
- カ 黒染溜池
- キ 志岐山展望所

2. 特定施設届出地区における行為の制限

特定施設届出地区は、幹線道路沿線の民間施設について、景観誘導を図るために指定を行うもので、以下の施設が対象となります。

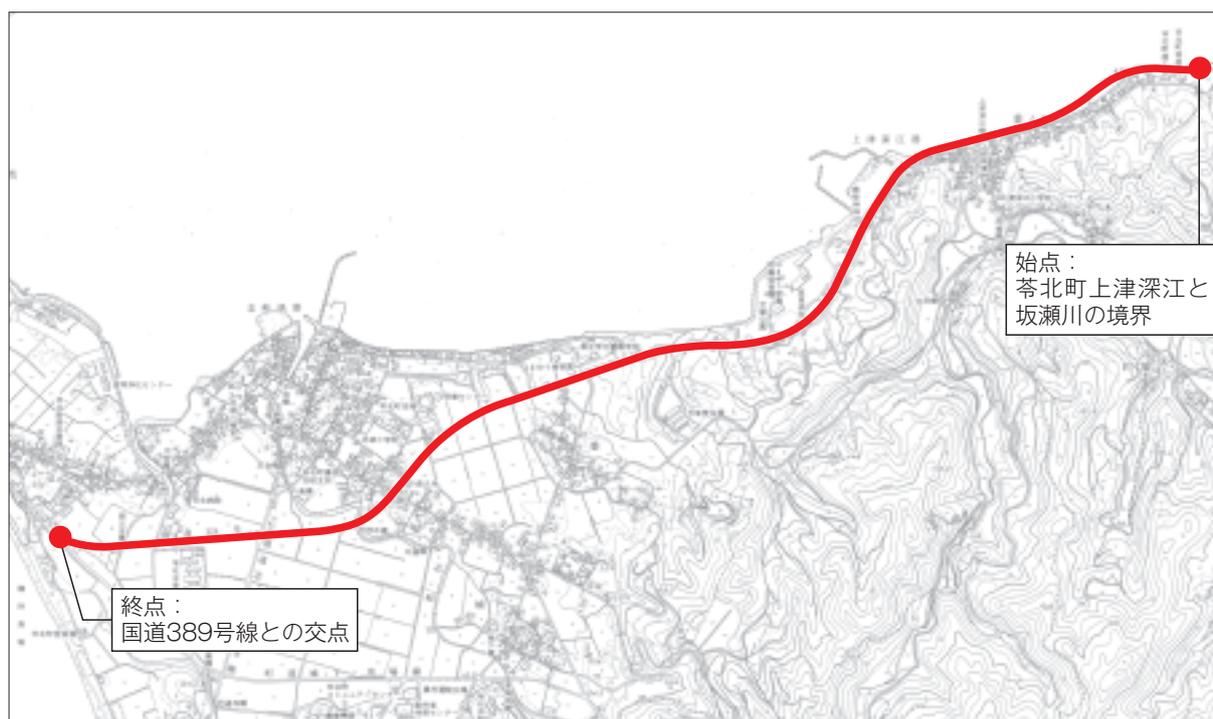
■届出が必要となる特定施設

用途	例
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン店 ゲームセンター、モーター 等
○危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）	ガソリンスタンド 等
○広告塔及び広告板	—
○飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
○物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット、専門店 等
○物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオ店、貸自動車業 等
○旅館業法第2条第2項または第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
○その他	カラオケボックス、屋外広告

■特定施設届出地区

志岐景観形成地区の324号線ゾーンで指定されていた次の区域とする。

路線名	始 点	終 点	区域の範囲
国道324号	荅北町上津深江と坂瀬川の境界	国道389号との交点	路端から両側100m以内の区域



(1) 届出対象行為

ア 法第16条第1項の規定に基づく行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設（以下「附帯施設」という。）でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観形成地区における届出行為を除く。）

イ 苓北町景観条例第8条第2項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び附帯施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去（景観形成地区における届出行為を除く。）



(2) 特定施設景観形成基準

事 項	基 準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・ 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・ 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・ 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・ 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・ 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺と調和を乱さないものとする。 ・ 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・ 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮する。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ・ 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・ 建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・ 広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・ スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・ 敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・ のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・ 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

3. 景観計画区域(苓北町全域)における行為(「大規模行為」)の制限

(1) 届出対象行為

行為の種類	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さが13メートルを超えるもの、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さが13メートル(電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線の支持物にあっては、高さ20メートル)を超えるもの、又はその敷地面積が1,000平方メートルを超えるもの
柵及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さ2メートルを超え、かつ、長さが50メートルを超えるもの
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取	・土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの、又は規模が高さ5メートルかつ長さ10メートルを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。)	・土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの、又は規模が高さ5メートルかつ長さ10メートルを超えるのり面又は擁壁を生じるもの

※届出の適用除外となる行為については、景観法、同法施行令、苓北町景観条例施行規則に規定されています。

(2) 景観形成基準

行 為	事 項		基 準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	敷地の緑化		・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
柵及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
緑化		・柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化		・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化		・掘採後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。）	土地の形状及び緑化		・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化		・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

苓北町における景観重要建造物及び景観重要樹木については、地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、地域の景観上の特徴を有し、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物及び樹木を対象に、所有者等の意見を聴いて指定することを検討することとします。



志岐城下のアコウの木

富岡景観形成地区

富岡地区の景観特性

- ・空、海、山の美しい自然景観が広がっている。
- ・半島の地形や植生により、地域固有の自然景観が形成されている。
- ・富岡城跡を核とした歴史復元の整備が行われており、歴史的景観の形成が進行している。
- ・富岡集落では、城下町の面影を残すまちなみにより、歴史の趣を感じる景観が形成されている。
- ・富岡城跡は、町全体を見渡せる眺望点となっている。

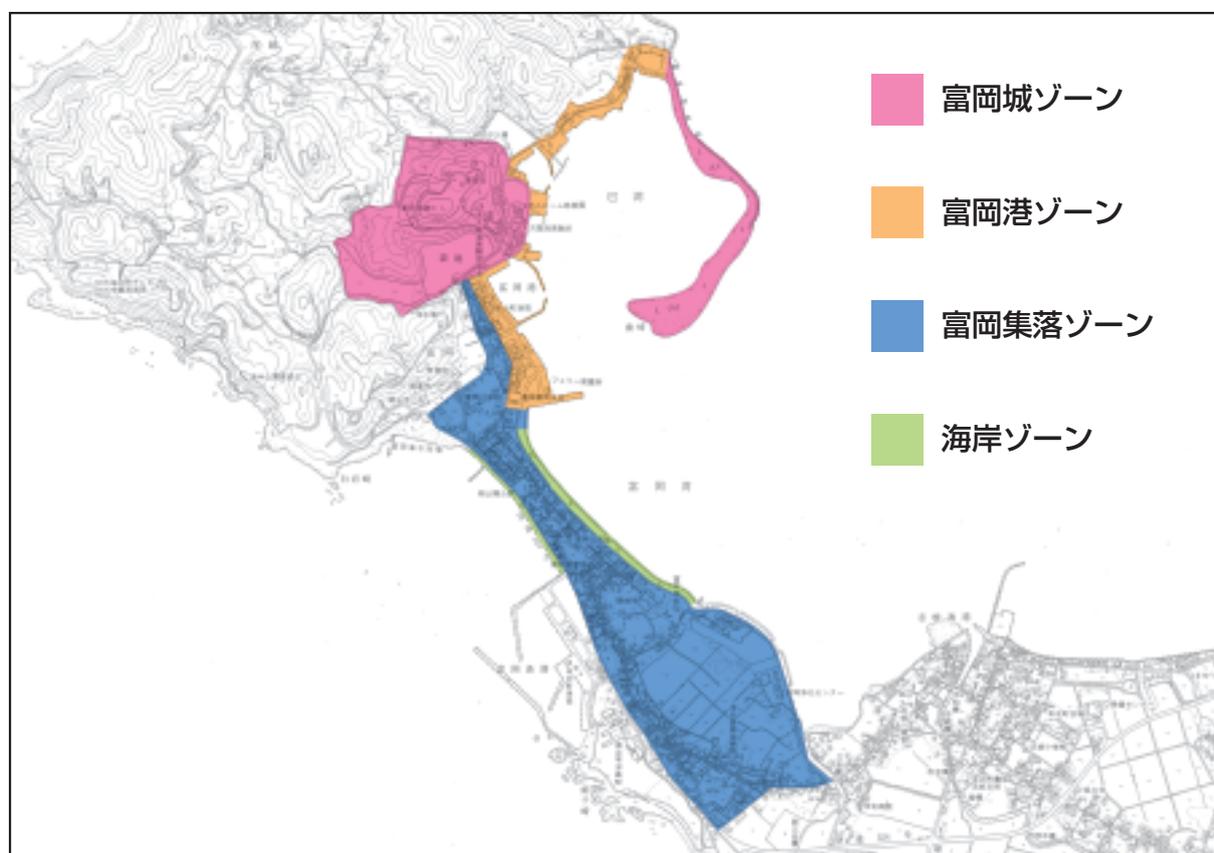


景観形成基準設定の目標

自然と歴史が織りなす特徴的景観

ゾーンの設定

景観の特性及び目指すべき景観の方向性から、富岡地区を以下の4つのゾーンに区分します。



富岡城ゾーン

景観特性



・豊かな絶景観が広がる。



・町全体を見渡せる眺望景観が広がっている。



・特徴的な地形を有する。



・歴史を伝える景観づくりが行われている。

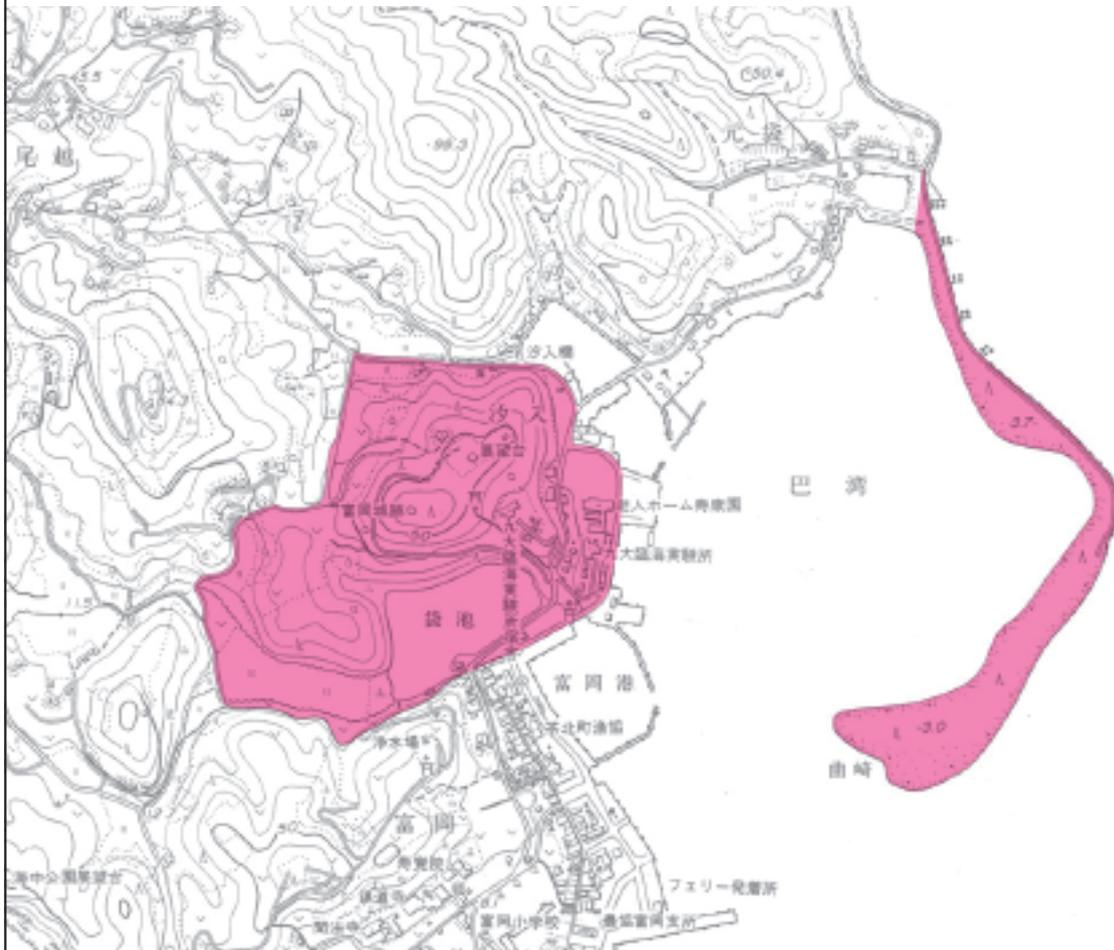
景観形成基準設定の方針

富岡城ゾーンは、特徴的な地形と広がる青い海、豊かな緑から、雲仙・天草国立公園地域として指定され、美しい自然の景観の広がる地域となっています。特に、富岡城跡は高台に位置し、特徴的な地形と、まちなみを見渡せる眺望景観が確保されています。また、かつて富岡城が存在し、天草の中心地として栄えた歴史を持つ地域であり、現在は富岡城の復元を中心に歴史的景観形成が図られています。このような景観は町の自然や歴史、文化から生まれた特徴的景観であるとともに、町の観光核としても位置づけることができます。

そのため、富岡城ゾーンでは、住民及び来訪者が町の自然や歴史、文化に触れる場として、富岡城からの町全体を見渡せる眺望を確保するとともに、周辺の自然景観、富岡城跡の歴史景観を活かした景観形成を図ります。

富岡城からの眺望を確保する
自然景観との調和を確保する
富岡の歴史を活かす

景観形成地区



富岡港ゾーン

景観特性



・富岡港は長崎県の茂木港からのフェリーの発着所となっており、まちの玄関口となっている。



・富岡城跡や曲崎等を望むことができる



・花壇や休憩所の設置により、住民の憩いの空間が形成されている。



・灯籠等の設置により歴史的景観の形成がされている。

景観形成基準設定の方針

富岡港ゾーンは、青い空と海、遠景に浮かぶ島原半島や、後背の国立公園の豊かな緑が広がる自然景観のなかで、フェリーが発着するまちの玄関口となる地域となっています。特に富岡港では、港の環境整備と緑地整備が図られ、周辺住民の憩いの空間が形成されています。また、フェリー乗り場は富岡城に隣接しており、富岡城の歴史と一体的な整備が望まれています。

そのため、富岡港ゾーンでは、町民や来訪者のコミュニティ空間として、町内や観光資源への誘導景観の創出を図るとともに、本ゾーンのパンorama景観をPRする景観の形成を図ります。

海や空、山の緑への眺望を確保する

海辺のにぎわい景観を創出する

富岡の歴史との調和を図る

景観形成地区



富岡集落ゾーン

景観特性



・富岡集落は、建築物の屋根や軒の高さ、落ち着いた色彩により、連続したまちなみが形成されている。



・富岡城跡を望むことができる。



・寺社や大手門等の歴史資源が点在している。



・住民の植栽する花により、四季折々の景観が形成されている。

景観形成基準設定の方針

富岡集落ゾーンは、富岡城跡や豊かな山の緑の下、落ち着いた風情を持つ家屋が連なり、城下町の面影を残す地域となっています。

そのため、富岡集落ゾーンでは、町の歴史の趣と落ち着きを感じる生活空間のモデル地域として、まちなみの連続性を維持するとともに、伝統的な集落形態の保全を図ります。また、富岡の歴史に配慮した意匠の導入に努め、富岡の歴史を感じる景観形成を図ります。

**まちなみの連続性を維持する
伝統的な集落形態を保全する
富岡の歴史を活かす**

景観形成地区



志岐景観形成地区

志岐地区の景観特性

- ・今後、市街化の進展が予想される。
- ・都市機能の集積が見られるが、まちの中心部としての景観形成はなされていない。
- ・役場や学校等のデザイン化された施設の集積が見られ、特徴的な景観が形成されている。
- ・町の主要軸となる国道324号沿道では、農地や山々などを見渡せる広がりある景観が形成されている。

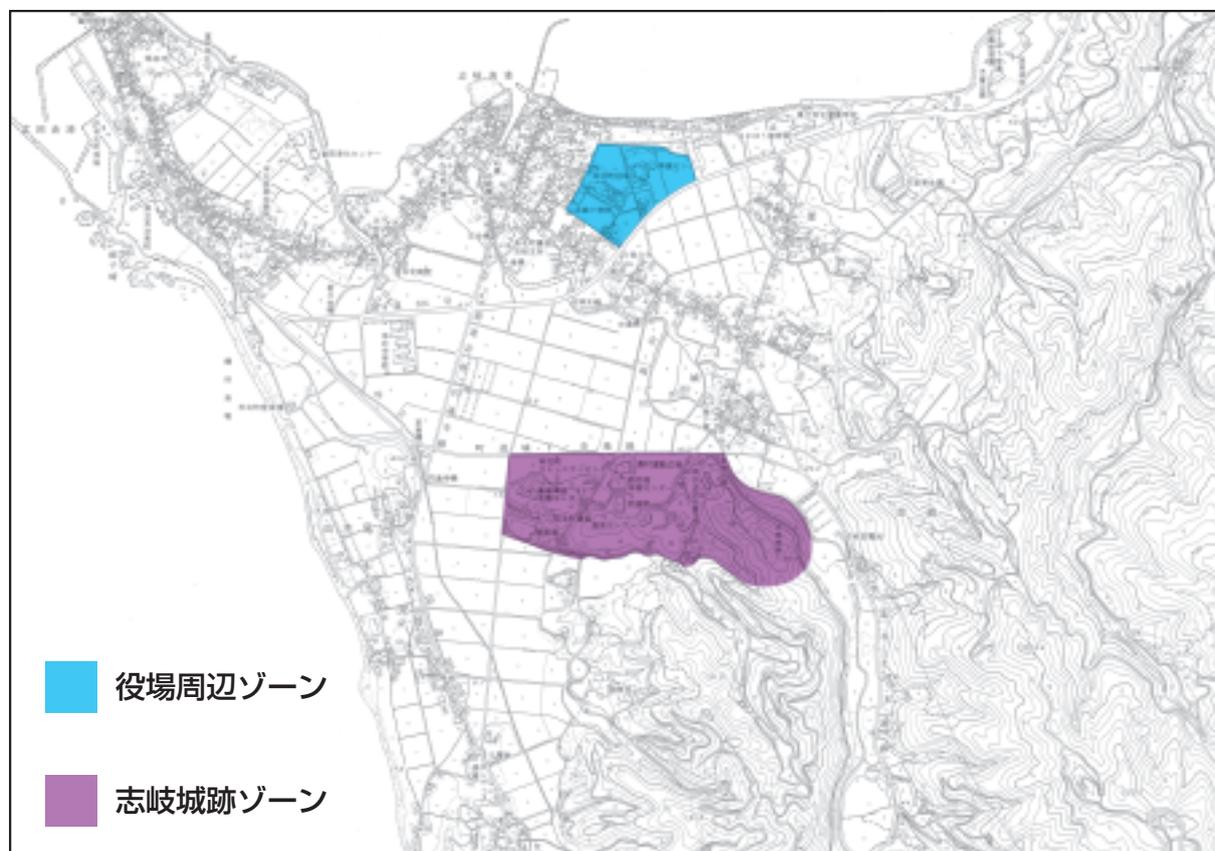


景観形成基準設定の目標

まちの顔となる秩序ある市街地景観

ゾーンの設定

景観の特性及び目指すべき景観の方向性から、志岐地区を以下の2つのゾーンに区分します。



役場周辺ゾーン

景観特性



・役場や郵便局等の公共施設が点在している。



・まちの顔としてにぎわいのある風景の形成が望まれている。

景観形成基準設定の方針

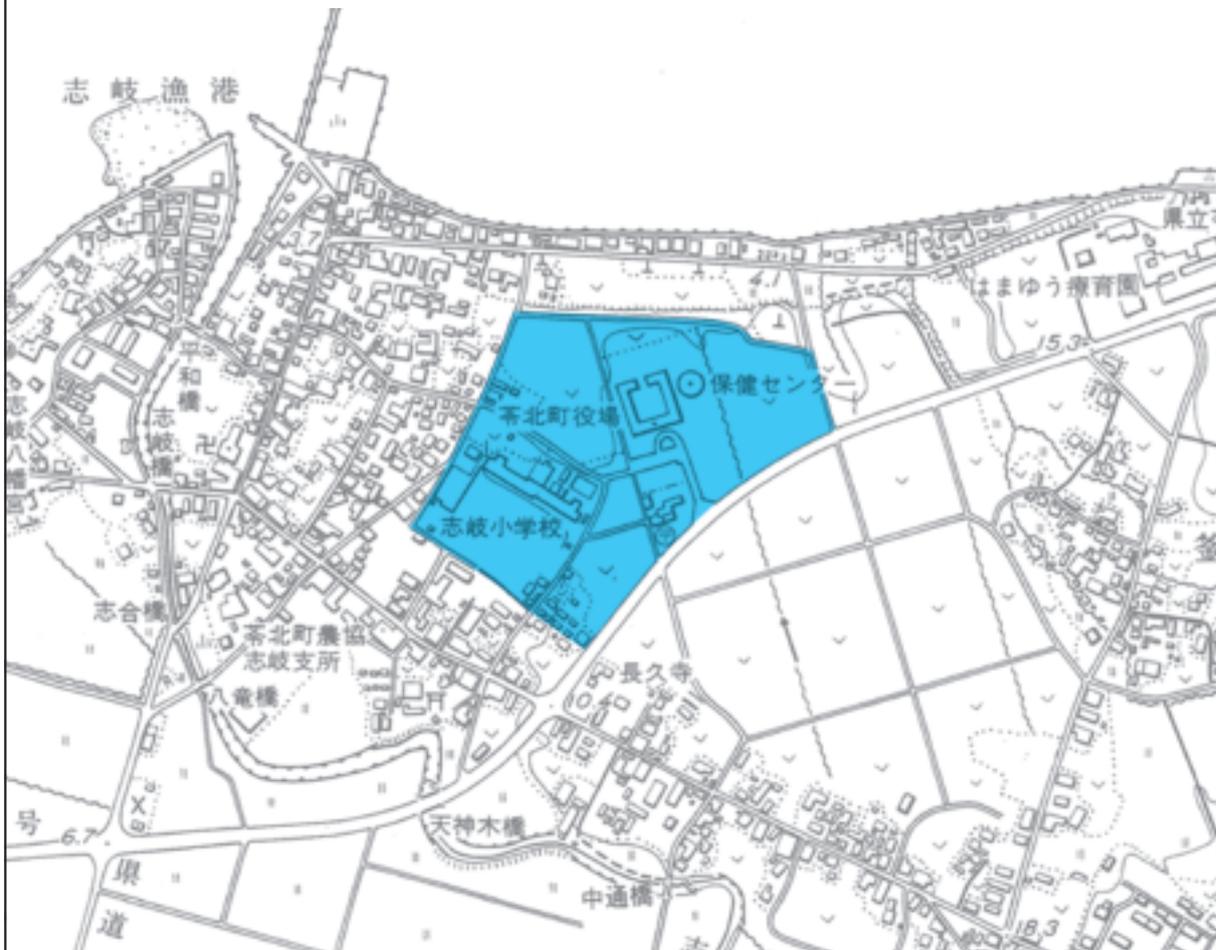
役場周辺ゾーンは、役場や郵便局等の公共施設が集積し、多くの人々が訪れる地域となっています。周辺には農地や山々を見渡せる空間が確保されており、苓北町の特徴である広がりある自然景観が確保されています。

そのため、役場周辺ゾーンは、多くの人々が集うまちの中心地として、にぎわいのある景観を形成するとともに、周辺の広がりある自然のなかで、ゆとりを感じる景観の形成を目指します。

ゆとりある空間を確保

まちの中心としてのにぎわい景観を創りだす

景観形成地区



志岐城跡ゾーン

景観特性



・豊かな緑景観が広がる。



・町全体を見渡せる眺望景観が広がっている。



・歴史を伝える景観づくりが行われている



・町民や来訪者が利用するコミュニティー施設が集積している。

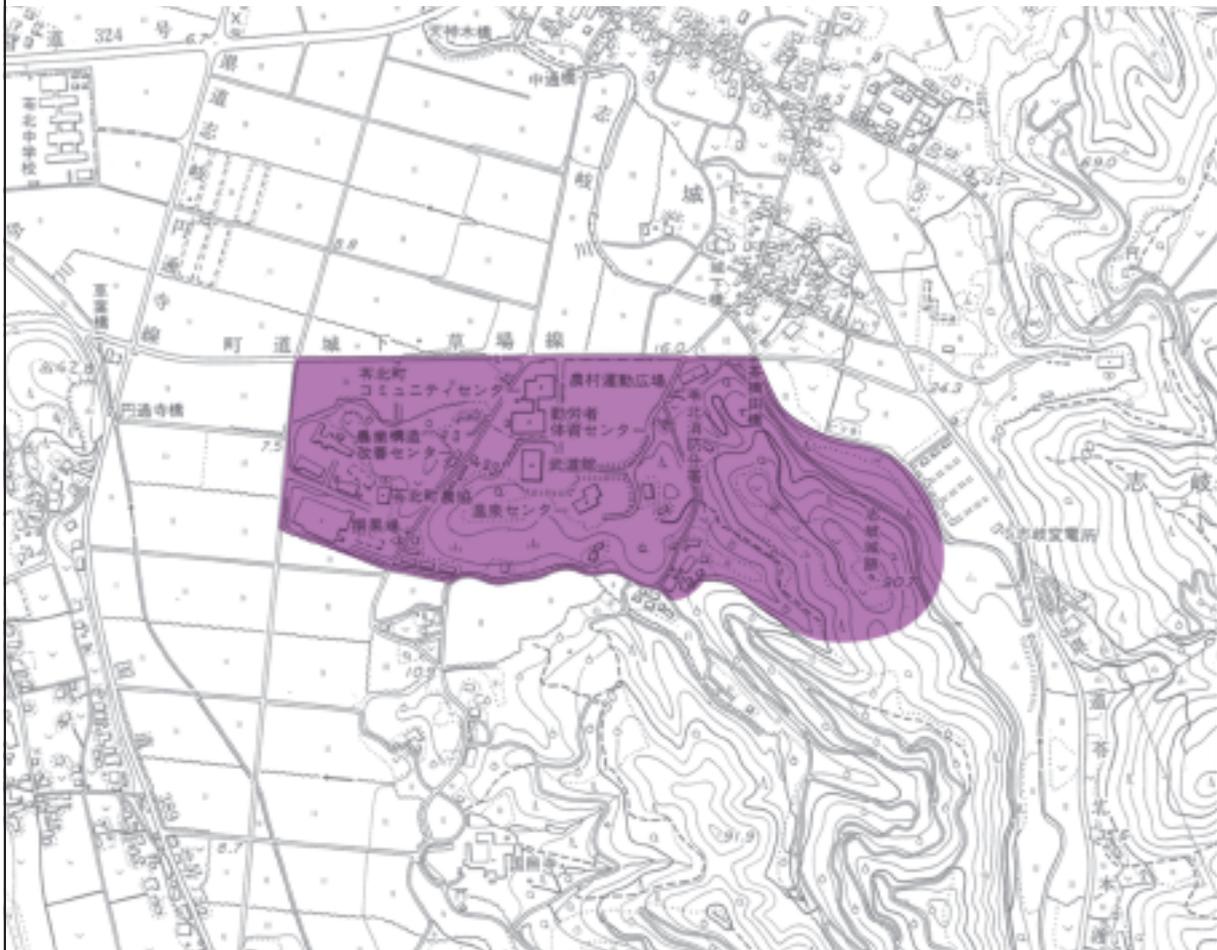
景観形成基準設定の方針

志岐城跡ゾーンは、青い海や豊かな緑、美しい自然景観の広がる地域となっています。特に志岐城跡は小山の上段に位置し、遠景の海辺、中景の市街地、志岐平野を見渡せる眺望が確保されています。また、志岐麟泉時代はキリスト教布教の中心地として栄えた歴史を持つ地域であるため、今後城跡の復元や町民の憩いの場の形成による歴史文化を象徴する景観形成が望まれます。

そのため、志岐城跡ゾーンでは、住民及び来訪者が町の自然や歴史、文化に触れる場として、志岐城跡からの町全体を見渡せる眺望を確保するとともに、周辺の自然景観。歴史景観を活かした景観形成を図ります。

志岐城からの眺望を確保する
自然景観との調和を確保する
志岐の歴史を活かす

景観形成地区



憩いの拠点景観形成地区

憩いの拠点地区景観特性

- 妙見の滝 ● 都呂々ダム ● 志岐ダム ● 天神山公園
- 大師山公園 ● 黒染溜池 ● 志岐山展望所

- ・ 高台に位置しているため、広がりある景観を満喫できる眺望点となっている。
- ・ 周辺には緑豊かな自然により、四季折々の自然景観が形成されている。
- ・ 憩いの場として、地域住民に親しまれている。

景観形成基準設定の目標

地域の憩いの空間となる自然と調和した景観

基準設定方針

大師山公園、天神山公園、黒染溜池、志岐ダム、都呂々ダム、妙見の滝、志岐山展望所の7地点は、地域の人々の憩いの空間であると共に、苓北町の特長である広がりある景観を満喫できる眺望点となっています。

そのため、それぞれの眺望点は、自然景観を満喫できる地域の憩いの空間として、苓北町の景観に人々が親しめるよう眺望の確保を図るとともに、周辺の自然環境との調和に配慮した景観を形成します。

眺望の確保

周辺の自然環境との調和

位置図

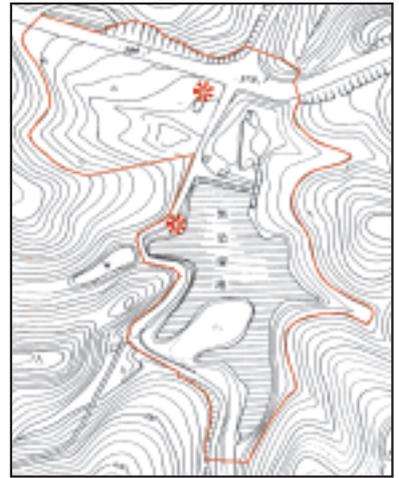




大師山公園



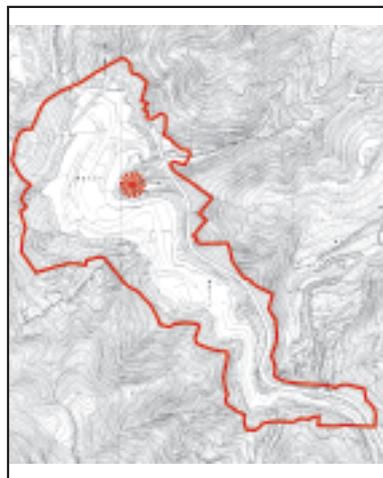
天神山公園



黒染溜池



志岐ダム



都呂々ダム



妙見の滝



志岐山展望所

景観形成基準（富岡景観形成地区・志岐景観形成地区）

		富岡景観形成地区	
		富岡城ゾーン	富岡港ゾーン
建築物等	高さ	・国立公園区域外における建築物等の建設の際は、周辺の広がりある景観に配慮した高さとする。	・建築物等の建設の際は、周辺の広がりある景観に配慮した高さとする。
	位置	・建築物等の建設の際は、展望・眺望を阻害しないよう配慮するものとする。	・建築物等の建設の際は、周辺の広がりある景観に配慮した配置とする。
	意匠	・建築物等の建設の際は、富岡の歴史に配慮した意匠を導入するものとする。	・公共性の高い核施設は、町のランドマークとなるシンボリックな意匠を導入するものとする。 ・港湾施設は、平滑で圧迫感のある印象とならないよう、意匠や色彩に配慮するものとする。 ・建築物等の建設の際は、富岡の歴史景観に配慮した意匠を導入するものとする。
	材料	・富岡城跡内における建築物等の建設の際は、可能な限り自然素材を用いるものとする。	——
	色彩	・建築物の基調色は、富岡城の色彩と調和したものを採用するものとする。	・公共施設は、空や海、山の魅力を表現する低彩度の色彩を採用するものとする。 ・建築物等を建設する際は、周辺景観との調和に配慮し、多色の使用を避けるものとする。
	敷地内の緑化	・国立公園区域外における建築物等は、緑景観の連続性に配慮し、緑化による遮へいに努めるものとする。	・建築物等を建設する際は、周辺の植栽に努めるものとする。 ・季節の花々等の植栽による修景を維持するものとする。また、種選定の際は、海辺景観との調和に配慮するものとする。 ・富岡城や町内主要施設へのアクセス路については、生垣化やプラントボックス等による沿道植栽に努めるものとする。
屋外広告物	高さ	・屋外広告物の設置の際は、周辺の広がりある景観に配慮した高さとする。	・屋外広告物の設置の際は、周辺の広がりある景観に配慮した高さとする。
	位置	——	・屋外広告物の設置の際は、周辺の広がりある景観に配慮した配置とする。
	意匠	——	・屋外広告物の設置の際は、富岡の歴史景観に配慮した意匠を導入するものとする。
	色彩	——	——
独立工作物	〈柵、塀、擁壁〉	・高さはできるだけ低くし、規模、意匠、形態、色彩などは、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。 ・道路側に設ける柵、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。 ・材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを採用するものとする。特に集落内にあつては、自然海岸部に設ける擁壁はできるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。	
	〈記念塔、電波塔、物見塔〉（煙突）（高架水槽）（鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱） 〈電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物〉	・位置は、道路からできるだけ後退させるものとし、海岸線には設置しないように努めるものとする。 ・規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・敷地の周辺の緑化に努めるものとする。 ・電線路の位置は、周辺の景観に配慮したものとす。 ・電線数はできるだけ限りまとめて、少なくなるように努めるものとする。 ・電柱広告は、できるだけ行わないように努めるとともに、色彩は、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。 ・電線の道路横断は、できるだけ少なくするように努めるとともに、直角横断になるように努めるものとする。 ・景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。	
木材の伐採及び事後の緑化に関する事項		・木材の伐採は、その目的に応じ、必要最低限となるように努めるものとする。 ・木材の伐採は、できるだけ伐採地域の周辺の樹木を残すように努めるものとする。 ・樹姿が優れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すように努めるものとする。 ・伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。	
屋外における物品の集積または貯蔵の方法及び遮へいに関する事項		・物品の集積または貯蔵の位置、形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。 ・敷地の周辺には、常緑の高木、中木による緑化等、遮へいのための措置を施すように努めるものとする。	
鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項		・掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。 ・採掘終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。	
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項		・土地の区画形質の変更は、既存の土地形状を生かしたものとす、周辺の景観となじむように配慮するものとする。 ・既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁の発生をできるだけ抑えるように努めるものとする。また、発生したのり面に対しては、緑海岸沿いの土地の区画形質の変更は、極力自然の海岸線を生かすように努めるとともに、護岸等の海岸構造物の材料は、自然素材を主とし、周辺土地の区画形質の変更が連担して見えないように、敷地周辺に緩衝緑地帯を極力確保するように努めるものとする。 ・宅地開発等にあつては、道路側5m以上の緑地を設けるように努めるものとする。 ・敷地は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。 ・区画形質変更の対象区域の25%以上を緑地として確保するように努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないもの ・宅地開発等を目的とした区画形質の変更は、平均区画面積をできるだけ大きくするように努めるものとする。	
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項		・自動販売装置の位置は、道路からできるだけ後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるように努めるものとする。 ・海岸沿いにおいては、海側の道路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。	

		志岐景観形成地区	
富岡集落ゾーン	海岸ゾーン	役場周辺ゾーン	志岐城跡ゾーン
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内の主要道路沿道に建築物等を建設する際は、周辺集落の屋なみと調和した高さを基本とする。それ以上の高さの建築物等は、道路境界線から一定距離以上を後退させるものとする。 	――	――	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の建築の際は、周辺の広がりある景観に配慮した高さとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内の主要道路沿道に建築物等を建設する際は、建築物の壁面位置について、隣接する建築物の壁面位置との調和を図るものとする。 ・ 建築物の壁面位置について、隣接する施設との調和を図ることができない場合は、空間の一体性を確保するよう、敷地内を緑化するものとする。 ・ 建築物等の配置は、海を望む工夫をするよう配慮するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の配置は、海を望む工夫をするよう配慮するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の建設の際は、基調となる広がりある景観との調和が図られるよう、敷地内における空間確保を図るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の建設の際は、展望・眺望を阻害しないよう配慮するものとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の建設の際は、傾斜屋根を基本とする。 ・ 集落内の主要道路沿道に面した建築物等の建設の際は、伝統的集落の意匠に可能な限り調和を図るものとする。 ・ 集落内の主要道路沿道周辺の駐車施設や空地には、周辺の意匠に配慮した門や塀等の設置を行うことを推奨する。 ・ 公共性の高い施設は、富岡の歴史と調和した意匠を導入するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花壇や柵、看板等の工物物については、季節の花々を引き立て、穏やかな周辺の集落景観と調和した、落ち着いた意匠の導入に努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共性の高いサインの設置の際には、にぎわいと華やかさを演出する意匠を導入するものとする。 ・ 建築物等の建設の際には、周辺の景観に配慮した意匠を導入するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の建設の際は、志岐の歴史に配慮した意匠を導入するものとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の建設の際は、外壁について、自然素材又はそれに準じた質感を持つ素材を活用するものとする。 	――	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の建設の際は、自然素材の使用に努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の建設の際は、可能な限り自然素材を用いるものとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根の基調色は、周辺の自然景観と調和するよう、低彩度の色彩を用いるものとする。また、隣接する建築物との調和に努めるものとする。 	――	――	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設は、空や海、山の魅力を表現する低彩度の色彩を用いるものとする。 ・ 建築物等を建設する際は、周辺の自然景観と調和するよう、低彩度の色彩を用いるものとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空間の一体性を高めるよう植栽による修景・緑化に努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節の花々の植栽をさらにすすめるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設周辺では、施設間の一体性を確保するよう、植栽による修景に努めるものとする。 ・ 季節の花々の植栽による修景・緑化の維持に努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等は、緑景観の連続性に配慮し、緑化による遮へいに努めるものとする。
――	――	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の設置の際は、周辺景観と調和した大きさとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の設置の際は、周辺の広がりある景観に配慮した高さとする。
――	――	――	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の設置の際は、周辺の広がりある景観に配慮した配置とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内の主要道路沿線における標識や看板等の附帯物は、歴史的景観に配慮した意匠を基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の設置の際は、穏やかな周辺の集落景観と調和した、落ち着いた意匠の導入に努めるものとする。 	――	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の設置の際は、志岐の歴史景観に配慮した意匠を導入するものとする。
――	――	――	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の基調色は、原色の使用を避けるものとする。
<p>素材を主とし、色彩は周辺集落の景観基調に配慮するよう努めるものとする。</p>			
<p>化を図るとともに、やむをえず擁壁を設ける場合は、前面に植栽を施すことにより周辺の景観となじむように配慮するものとする。の景観と調和するよう配慮するものとする。</p>			
<p>については、この限りではない。</p>			

景観形成基準（憩いの拠点景観形成地区）

		大師山公園	天神山公園	黒染溜池
建築物等	高さ	・建築物等の建設の際は、海や空の眺望に配慮し高さをできるだけ抑えるものとする。	・建築物等の建設の際は、海や空の眺望に配慮し高さをできるだけ抑えるものとする。	_____
	位置	_____	_____	・建築物等の建設及び屋外広告物の設置は、公共性の高いものを除き基本的に行わないものとする。
	材料	・建築物等の建設の際は、自然素材を用いることを基本とする。	・建築物等の建設の際は、自然素材を用いることを基本とする。	・公共性の高い建築物等の建設の際は、自然素材を用いることを基本とする。
	色彩	・建築物等の建設の際は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用いることとする。 ・地区集落は、周辺の自然環境との調和に配慮し、華やかな色彩を避けるものとする。	・建築物等の建設の際は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用いることとする。	・公共性の高い建築物等の建設の際の基調色は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用いることとする。
	敷地内の緑化	_____	・植栽による修景・緑化に努めるものとする。 ・周辺の緑については、既存樹木の維持管理に努めるものとする。	・周辺の緑については、既存樹木の維持に努めるものとする。 ・植栽の際は、自然植生に配慮した樹種を選定するものとする。
屋外広告物	高さ	・屋外広告物の設置の際は、海や空の眺望に配慮し高さをできるだけ抑えるものとする。	・屋外広告物の設置の際は、海や空の眺望に配慮し、高さをできるだけ抑えるものとする。	_____
	位置	_____	_____	・自家用広告物を除く一般広告については、できるだけ行わないよう努めるものとする。
	意匠	・屋外広告物の設置の際は、自然素材を用いることを基本とする。 ・エントランス空間における屋外広告物の設置の際は、自然素材を用いることを基本とする。	・屋外広告物設置の際は、自然素材を用いることを基本とする。	・屋外広告物設置の際は、自然素材を用いることを基本とする。
	色彩	・周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用いることとする。	・周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用いることとする。	・屋外広告物の設置の際の基調色は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用いることとする。
独立工作物	〈柵、塀、擁壁〉	・高さはできるだけ低くし、規模、意匠、形態、色彩などは、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。 ・道路側に設ける柵、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。 ・材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。特に集落内にあつては、自然・海岸部に設ける擁壁はできるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。		
	〈記念塔、電波塔、物見塔〉〈煙突〉〈高架水槽〉〈鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱〉	・位置は、道路からできるだけ後退させるものとし、海岸線には設置しないように努めるものとする。 ・規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・敷地の周辺の緑化に努めるものとする。		
	〈電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物〉	・電線路の位置は、周辺の景観に配慮したものとす。 ・電線数はできるだけ限りまとめて、少なくなるように努めるものとする。 ・電柱広告は、できるだけ行わないように努めるとともに、色彩は、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。 ・電線の道路横断は、できるだけ少なくするように努めるとともに、直角横断になるように努めるものとする。 ・景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
木材の伐採及び事後の緑化に関する事項	・木材の伐採は、その目的に応じ、必要最低限となるように努めるものとする。 ・木材の伐採は、できるだけ伐採地域の周辺の樹木を残すように努めるものとする。 ・樹姿が優れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すように努めるものとする。 ・伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を助産して緑化に努めるものとする。			
屋外における物品の集積または貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	・物品の集積または貯蔵の位置、形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。 ・敷地の周辺には、常緑の高木、中木による緑化等、遮へいのための措置を施すように努めるものとする。			
鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	・掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。 ・採掘終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。			
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	・土地の区画形質の変更は、既存の土地形状を生かしたものとす、周辺の景観となじむように配慮するものとする。 ・既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁の発生をできるだけ抑えるように努めるものとする。また、発生したのり面に対しては、緑・海岸沿いの土地の区画形質の変更は、極力自然の海岸線を生かすように努めるとともに、護岸等の海岸構造物の材料は、自然素材を主とし、周辺 ・土地の区画形質の変更が連担して見えないように、敷地周辺に緩衝緑地帯を極力確保するように努めるものとする。 ・宅地開発等にあたっては、道路側5m以上の緑地を設けるように努めるものとする。 ・敷地は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。 ・区画形質変更の対象区域の25%以上を緑地として確保するように努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないもの ・宅地開発等を目的とした区画形質の変更は、平均区画面積をできるだけ大きくするように努めるものとする。			
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	・自動販売装置の位置は、道路からできるだけ後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるように努めるものとする。 ・海岸沿いにおいては、海側の道路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。			

憩いの拠点景観形成地区			
志岐ダム	都呂々ダム	妙見の滝	志岐山展望所
_____	_____	_____	・建築物等の建設の際は、遠景に配慮した高さとする。
・建築物等の建設は、基本的に行わないものとする。	・建築物等の建設は、基本的に行わないものとする。	・建築物等の建設は、基本的に行わないものとします。ただし、地域の歴史・文化にちなんだものについてはその限りではないものとする。	_____
・ダム関連施設は、自然景観との調和に配慮し、出来る限り自然素材を用いるものとする。	・ダム関連施設は、自然景観との調和に配慮し、出来る限り自然素材を用いるものとする。	・建築物等の建設の際は、自然素材を用いるものとする。	・建築物等の建設の際は、自然素材を用いることを基本とする。
・ダム関連施設は、彩度の低い色彩を用いるものとする。	・ダム関連施設は、彩度の低い色彩を用いるものとする。	・建築物等の建設の際は、滝や海、空の青色に配慮し、多色の使用は避けるものとする。	・建築物等の建設の際の基調色は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用いることとする。
・周辺の緑については既存樹木の維持に努めるものとする。 ・植樹の際は、自然植生に配慮した樹種を選定するものとする。 ・桜をはじめとした植栽の維持管理に努めるものとする。 ・ダム関連施設は、出来る限り緑化による遮へいに努めるものとする。	・周辺の緑については既存樹木の維持管理に努めるものとする。 ・植樹の際は、自然植生に配慮した樹種を選定するものとする。 ・桜をはじめとした植栽の維持管理に努めるものとする。 ・ダム関連施設は、出来る限り緑化による遮へいに努めるものとする。	・防災施設については、緑化による遮へいに努めるものとする。	・周辺の緑については既存樹木の維持管理に努めるものとする。 ・植樹の際は、自然植生に配慮した樹種を選定するものとする。
_____	_____	_____	・屋外広告物の建設の際は、遠景に配慮した高さとする。
・自家用広告物を除く一般広告については、できるだけ行わないよう努めるものとする。	・自家用広告物を除く一般広告については、できるだけ行わないよう努めるものとする。	・自家用広告物を除く一般広告については、できるだけ行わないよう努めるものとする。	_____
_____	_____	・屋外広告物設置の際は、自然素材を用いることを基本とする。	・屋外広告物設置の際は、自然素材を用いることを基本とする。
		・屋外広告物の設置の際は、滝や海、空の青色に配慮し、多色の使用は避けるものとする。	・屋外広告物の設置の際の基調色は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度の低い色彩を用いることとする。
素材を主とし、色彩は周辺集落の景観基調に配慮するように努めるものとする。			
化を図るとともに、やむをえず擁壁を設ける場合は、前面に植栽を施すことにより周辺の景観となじむように配慮するものとする。 の景観と調和するように配慮するものとする。			
については、この限りではない。			

